

福岡県公報

平成18年 4 月14日
第 2 5 2 1 号

目 次

告 示 (第820号一第839号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	2
○障害者雇用支援センターの指定	(新雇用開発課)	3
○障害者就業・生活支援センターの指定	(新雇用開発課)	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課)	3
○福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務の委託(調整課)	(調整課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	8

○土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	9

公 告

○落札者等の公示	(農政課)	9
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し	(介護保険課)	10
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	(介護保険課)	10
○雷山水系に係る河川整備計画	(河川課)	11

正 誤

○開発行為に関する工事の完了(平成18年4月福岡県告示第726号)中 正誤		25
--	--	----

告 示

福岡県告示第820号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 4 月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字与原347番1から347番14まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町大字与原330番地
中野産業株式会社 代表取締役 中野 芳明

福岡県告示第821号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 4 月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字与原字文久2010番1、2010番3及び2010番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町長浜町11番地
丸屋商事株式会社 代表取締役 石田 慶三郎

福岡県告示第822号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 O-MUTA REX
 - (2) 所在地 福岡県大牟田市大字唐船87-1番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 騒音の発生に係る事項
従業員駐車場が一般住宅と接する位置にあるため、出勤・退社時の自動車による騒音等に配慮していただきたい。
 - (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (7) その他

意見なし

福岡県告示第823号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）マルショク不知火店
 - (2) 所在地 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
大型施設の出入口の事故が多発していることと、自転車と車の事故が多いことから、出入口（特に国道側の出入口）においては、視界を確保し、自転車・歩行者などの安全対策について配慮していただきたい。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
 - (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第824号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条の規定に基づき、次の者を同法第28条に規定する業務を行う者として指定したので、同法第27条第2項の規定により公示する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

財団法人福岡県高齢者・障害者雇用支援協会

福岡県障害者雇用支援センター

2 住所

福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号

日本生命博多駅前ビル内

3 事務所の所在地

久留米市百年公園1番1号

4 指定地域

久留米市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、

八女郡広川町

5 指定年月日

平成18年4月1日

福岡県告示第825号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、次の者を同法第34条に規定する業務を行う者として指定したので、同法第35条において

準用する同法第27条第2項の規定により公示する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会

福岡県中央障害者就業・生活支援センター

2 住所

鞍手郡鞍手町大字新延字野入1804番2

3 事務所の所在地

直方市須崎町16番19号

4 指定年月日

平成18年4月1日

福岡県告示第826号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成18年4月14日から同年5月8日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

住 所 宮若市上有木字平山1番

代表者の氏名 代表取締役 渡辺 顯好

2 事業場の名称及び所在地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

所在地 京都郡菟田町鳥越町9番2号

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（アルカリによる表面処理施設）		
能力	12個/時間 2基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可の日から10日後		
使用開始予定年月日	平成18年5月5日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	10.8	
	汚水量(m ³ /日)	0	0.9

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（アルカリによる表面処理施設）		
能力	12個/時間 4基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可の日から10日後		
使用開始予定年月日	平成18年5月5日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	10.8	

の汚染状態の通常の値及び最大の値	汚水量(m ³ /日)	0	0.65
------------------	------------------------	---	------

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	総合排水処理場				
型式	生物処理を主とした複合処理方式				
構造	コンクリート構造及び鋼板構造				
主要寸法(mm)	縦×横×高さ 16,000×35,000×4,100				
能力	300m ³ /日				
処理方式	加圧浮上、生物処理、砂ろ過及び活性炭吸着				
工事着手予定年月日	許可後				
工事完成予定年月日	許可の日から10日後				
使用開始予定年月日	平成18年5月5日				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	56	70	8	10
	化学的酸素要求量(mg/l)	68	85	12	15
	浮遊物質(mg/l)	52	65	16	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	20	25	2	2
	窒素含有量(mg/l)	20	25	12	15
	りん含有量(mg/l)	6	7	0.8	1
	汚水量(m ³ /日)	240	300	240	300

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口	総合排水処理場の排水口		
	通常	最大	
当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	項目		
	水素イオン濃度	6～8	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	8	10
	化学的酸素要求量(mg/l)	12	15
	浮遊物質(mg/l)	16	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	2	2
	窒素含有量(mg/l)	12	15
	りん含有量(mg/l)	0.8	1
	排出水量(ml/日)	240	300

福岡県告示第827号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 委託先 財団法人福岡県地域福祉財団
- 2 所在地 春日市原町3丁目1番地7
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

福岡県告示第828号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成18年2月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 いきいき生活支援グループ ココロ
- (2) 代表者の氏名
是松 勇二
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市西区横浜二丁目8番14号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障がい児（者）、高齢者又は不登校や不就労の方々及びその家族を始め支援の必要な方々に対して、心身障がい者福祉作業所の運営、障害者自立支援法に基づく各種の障害福祉サービス、介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護及び居宅介護支援の各事業、障がい児（者）や高齢者の日常生活の様々な状況に応じた支援事業及び障がい児（者）や不登校及び不就労の方々に対する社会参加や就労支援に関する事業などを行い、誰もが健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会作りに貢献することにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第829号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人あおぞら

- (2) 代表者の氏名
岩尾 一豊
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区多の津四丁目7番23号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、教育・福祉・環境等の各分野において、地域の多様なニーズにマッチした地域活動を、意欲のある地域住民の参加により展開・拡大していく。このような活動を通して、広く地域住民に対し、安心・快適な住環境及び生きがいのある生活環境を提供し、明るく豊かな社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第830号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人 エコ診断ネットワークジャパン
- (2) 代表者の氏名
光内 清
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目19番17-915号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会及びそれを形成する一般家庭並びに企業に対して、エネルギーの使用の合理化に関する具体的な技術やエネルギー意識の普及・啓発及び指導等に関する事業を実施する。また、その技術や知識を必要とする国々に対し、同様

の事業を行い、省エネルギーの促進及び国際貢献に資するもので、ひいては地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

福岡県告示第831号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人 九州元気の会
- (2) 代表者の氏名
黒田 清利
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区西公園7番6号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、自立社会を目指し、個々が積極的に“学ぶ”ことを重視して、以下の支援活動を行うとともに、必要な関係各所との連携を取りながら、組織として地域社会に貢献することを目的とする。

- ・個々の課題や状況に即した介護、医療関係者支援事業を通して、福祉の増進を図る。
- ・商店街及び地域経済活性化促進を図り、雇用の拡充を目指しながら、コミュニティビジネス等の企業支援を行い、地域経済の振興に寄与する。
- ・インターネット等を利用した参加型の情報交換活動を通して、生きがい作り・仲間作りの支援、また広域のビジネス活動の場、地域間の情報交換の場として活用する。

福岡県告示第832号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 セーフティネット Needs Me

(2) 代表者の氏名

仁泉 浩

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名二丁目10番38号ディーウィングタワー1202号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービス事業者等に対して、第三者評価事業等を行うとともに、福祉サービスに関する調査研究・研修・普及・啓発等の活動を通じて福祉サービスの質の向上、福祉サービス利用者等への自立支援相談活動及び成年後見制度等の適正利用支援事業等を行い、地域社会の人々が安心して生活ができるための福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第833号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 このこのファーム

(2) 代表者の氏名

村田 邦彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神三丁目4番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、博多湾に位置する能古島を選び、農産物の生産を基盤とした健全な食文化の確立と世代間を越えた人的交流、自然環境を介在した子どもの豊かな情操教育や芸術・音楽などの創作活動を通じた情報発信を行う。さらに能古島の自然環境を活かし、市民に開かれた生産活動の拠点、関連施設の整備事業を行う。これらの活動を通して、持続可能で、環境と共生し、個性あふれる創造的な「島文化」の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第834号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 材料強度評価支援センター

(2) 代表者の氏名

西谷 弘信

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区美和台一丁目20番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、工業製品などに使用される材料の強度の評価に関し、主として中小企業への支援を通してどの基盤技術力の向上を図るとともに、材料を安全にかつ経済的に使用するための方法論を確立し、もって材料分野における日本の国際競争力を高めることを目的とする。

福岡県告示第835号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人日本ケアフィットサービス協会九州

(2) 代表者の氏名

福村 幸雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区長尾五丁目5番9-204号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、サービス介助士に関する各種事業を通して高齢者・障害者・子ども達が安心出来る社会的心理的環境づくりを目的とする。

福岡県告示第836号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月13日

2 申請に係る特産非営利活動法人

(1) 名称

まちづくりNPO「どう・らいふ」

(2) 代表者の氏名

武田 大道

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神三丁目14番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県内を中心に各自治体並びに各地域及び各団体等の「まちづくり」活動に対して、啓蒙・教育・支援に関する事業を行い、真の豊かな住環境の形成と、地位住民の自助努力を原則としたまちづくりに係わる各種活動の推進・活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第837号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月15日農林水産省告示第440号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第838号

柳川山門土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏 名	住 所
鬼丸 岳城	山門郡瀬高町大字文廣1165番地

福岡県告示第839号

宮ノ陣町第一土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣2丁目9番25号
樋口 博	〃 〃 10番12号
吉田 哲磨	〃 〃 4番46号
吉田 信雄	〃 〃 4番50号

吉田 久枝	〃 〃 1番31号
宮崎 健	〃 宮ノ陣4丁目12番8号

2 退任監事

氏 名	住 所
花田 和也	久留米市宮ノ陣2丁目12番12号
半田 清	〃 〃 5番5号

3 就任理事

氏 名	住 所
花田 良一	久留米市宮ノ陣2丁目2番55号
寺崎 一	〃 〃 2番81号
半田 誠	〃 〃 2番58号
宮崎 裕二	〃 〃 9番30号
笠 典紀	〃 宮ノ陣5丁目5番28号
高田 好美	〃 宮ノ陣2丁目11番21号

4 就任監事

氏 名	住 所
樋口 義人	久留米市宮ノ陣2丁目11番11号
半田 多恵子	〃 〃 4番51号

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る物品の名称

福岡県農業総合試験場電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県農業総合試験場管理部会計課

(2) 所在地

筑紫野市大字吉木587番地

3 落札者を決定した日

平成18年3月3日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社二日市営業所

(2) 住所

筑紫野市二日市西一丁目6番5号

5 落札金額（使用見込電力料金）

31,174,780円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成18年1月13日

公告

次の者は、事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第1項の厚生労働省令で定める基準及び員数を満たすこと並びに同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったので、同法第77条第1項の規定により、平成18年5月8日をもって、その指定居宅サービス事業者の指定を取り消す。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

事業者の名称及び指定時の主たる事務所の所在地	代表者の氏名及び指定時の住所	事業所の名称及び指定時の所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類
すずらん福祉サービス有限公司 北九州市小倉南区葛原5丁目2番27号	伊東 康子 北九州市小倉北区江南町5番10-1008号	すずらん福祉サービス 北九州市小倉南区葛原5丁目2番27号	4070400934	訪問介護
同上	同上	すずらんデイサービスセンター 北九州市門司区西新町1丁目6番1号1F	4070100633	通所介護
株式会社 アイ・アンド・シー 北九州市小倉南区下城野2丁目6番17号	久保 博 北九州市小倉南区下城野2丁目1番12-301号	あおば訪問介護サービス 北九州市小倉南区下城野2丁目6番17号加原ビル202	4070501020	訪問介護
同上	同上	あおば 北九州市小倉南区下城野2丁目6番17号加原ビル2F	4070501004	福祉用具貸与

公告

次の者は、事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について介護保険法（平成9年法律第123号）第81条第1項の厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有すること並びに同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったので、同法第84条第1項の規定により、平成18年5月8日をもって、その指定居宅介護支援事業者の指定を取り消す。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日

から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

事業者の名称及び 指定時の主たる 事務所の所在地	代表者の氏名及び 指定時の住所	事業所の名称及び 指定時の所在地	介護保険 事業所番号	サービスの 種類
すずらん福祉サービス有限会社 北九州市小倉南区 葛原5丁目2番27号	伊東 康子 北九州市小倉北区 江南町5番10-1008号	ケアプランセンターすずらん 北九州市小倉南区 葛原5丁目2番27号 2F	4070501343	居宅介護支援
株式会社 アイ・アンド・シー 北九州市小倉南区 下城野2丁目6番17号	久保 博 北九州市小倉南区 下城野2丁目1番12-301号	ケアプラン・ネットサービス 北九州市小倉南区 下城野2丁目6番17号	4070501012	居宅介護支援

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、雷山川水系に係る河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成18年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1章 流域及び河川の概要

(河川)

雷山川水系は、その源を福岡県前原市の雷山（標高 955.4m）に発し、長野川、初川等の支川を合わせ、玄界灘に注いでいる。主に福岡市の西隣に位置する前原市を流れ、流域下流部の一部についてのみ、前原市の北に位置する志摩町に属している。雷山川本川は、雷山から北流し、途中、国道 202 号を横架したのち、西流して、支川初川と合流し、水田地帯を抜け加布里湾に流入する。

雷山川支川長野川は、その源を羽金山（標高 900.6m）に発し、北流しつつ、JR 筑肥線及び国道 202 号を横架して前原市の市街地西部を貫流したのち、雷山川左岸 1k150 付近に流入する。

昭和 54 年 6 月、昭和 60 年 6 月、平成 3 年 9 月、平成 11 年 6 月の集中豪雨により、雷山川及び長野川では浸水被害が起こっている。これは、雷山川および長野川の河積不足によるものである。そのため、早期改修が必要であるが、雷山川沿川には九州最大と言われる希少なハマボウ群落、フクド、ヨシ等の植物が河道内に繁茂しているため、希少種の保全を考慮した河川改修に取り組み必要がある。

(地形・地質)

雷山川流域の地形は、雷山川上流域（前原市南部）の急峻な壮年期地形を呈する中～大起伏山地（脊振山地）、雷山川下流域に東西方向に広がる低地（三角洲性低地）、そしてこれらに挟まれる形で広がる扇状地性低地、砂礫台地からなる。

雷山川流域の地質は、流域の約 70% が主として中生代白亜紀に貫入した茶島花崗閃緑岩で占められている。その他の地質の分布状況を概観すると、雷山川上流域では、東西方向に高圧片岩類が一部分布し、前原市街地が広がる平野（雷山川中流部）には、沖積層及び一部低位段丘堆積物が南北に広がっている。最も新しい堆積物である沖積層は、国道 202 号北側の低地部や河川沿いの谷底平野部に分布し、土質的には軟弱な砂・粘土より構成されている。

(気候)

雷山川流域の気候は対馬海流（黒潮）の影響を受け温暖な気候で、年平均気温が約16℃程度である。

また、年平均降水量は概ね1,500mm程度であり、梅雨や台風の影響を受けるため、6月から9月の降水量が多くなっている。

(風土・文化)

雷山川流域は玄界灘に面し、古くから大陸文化の門戸としての役割を果たしてきた。また、約2000年前の弥生時代に繁栄した古代伊都国の中心地であり、古代における中国大陸及び朝鮮半島との様々な交流をいち早く受け入れた国際性豊かな土地柄である。このようなことから、平原遺跡や釜塚古墳、雷山神籠石といった国史跡が多く、木造千手観音立像に代表される重要な文化財も数多く存在する。また、脊振雷山立自然公園などの美しい自然景観を呈する自然公園や、福岡県指定天然記念物である雷山神社の公孫樹や観音杉、矢悲王院のビャクシン等は観光資源として注目されている。

(土地利用)

前原市及び志摩町の土地利用状況は森林の割合が最も高く、次いで耕地、宅地の順である。雷山川上流域に位置する雷山では、山麓から山腹にかけてはほとんどがスギ、ヒノキ等の植林地として利用されている。

(人口・産業経済)

流域内の平成6年から平成15年までの人口増加率は約17%、世帯数増加率は約32%である。JR筑肥線の複線化、福岡都市高速道路が西九州自動車道と接続されたことによる福岡市中心部までの交通アクセスの利便性の向上、九州大学の移転などによる将来性の高さから、都市化が進んでおり、人口及び世帯数のどちらにおいても増加傾向を示している。

前原市における平成12年の産業別就業者数は、第一次産業約2,291人、第二次産業約6,738人、第三次産業約21,435人である。また、志摩町については、第一次産業就業者約1,829人、第二次産業就業者約1,683人、第三次産業就業者約5,102人である。

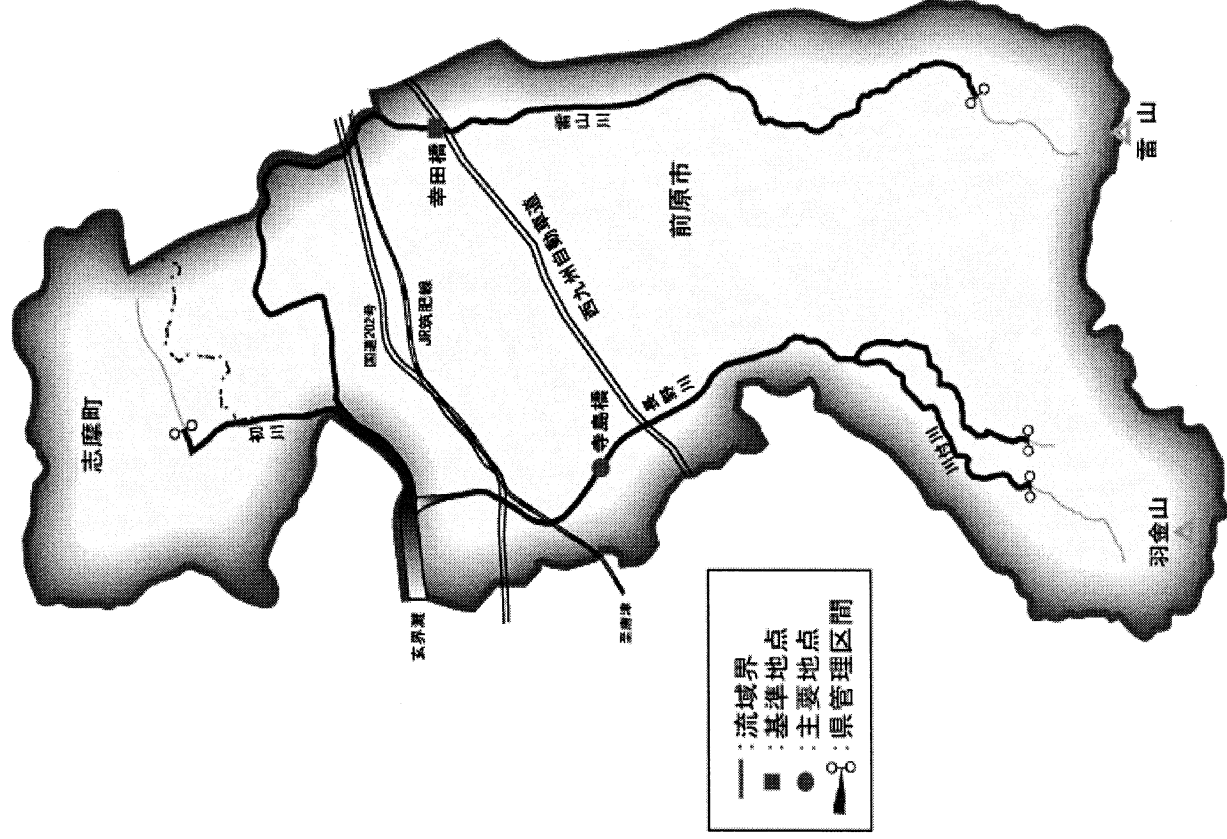
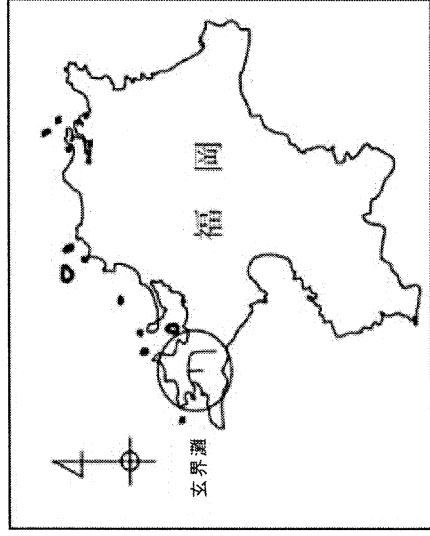


図-1.1 雷山川水系流域図

2章 河川整備計画の目標に関する事項

2. 1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川の区間は、雷山水系における県の管理区間とする。

表-2.1 河川整備計画の対象区間

河川名	起点	終点	管理区間延長(km)
雷山川	左岸：前原市大字雷山下西谷 600-6 右岸：前原市大字雷山字前田 555-1	左岸：前原市大字荻の浦字沖 右岸：糸島郡志摩町大字小富士字元祿	16.62
長野川	左岸：前原市大字白糸字才田 97 右岸：前原市大字白糸字千代浦 30-2	左岸：前原市大字千早新田字恵比須 右岸：前原市大字荻の浦字沖	9.29
川付川	左岸：前原市大字白糸字中ドロ 643-3 右岸：前原市大字白糸字前田 645-2	左岸：前原市大字川付字宮ノ前 右岸：前原市大字長野字地藏堂	3.27
初川	左岸：糸島郡志摩町大字津和崎字才町 68-2 右岸：糸島郡志摩町大字初字浜田 1-2	左岸：前原市大字新田字加布羅 右岸：糸島郡志摩町大字師吉字大石	2.33

2. 2 計画対象期間

本整備計画は、当面の整備期間となる今後概ね10年間を目標とする。

2. 3 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

① 過去の洪水被害と治水事業の沿革

過去に起こった主な洪水とその被害について、表-2.2に示す。

雷山川流域は、梅雨期及び台風期に降雨が集中しており、地形的に山が迫り、河川の流路延長が短いため、過去幾度となく台風や大雨によって災害に見舞われてきた。

主な洪水としては、昭和54年6月、昭和60年6月、平成3年9月、平成11年6月の水害があるが、中でも平成3年9月洪水が特筆すべき洪水として挙げられる。被害状況は、平成3年9月洪水では、浸水面積62.6ha、床上浸水131戸、床下浸水312戸という甚大な被害を受けた。雷山川では、昭和54年6月洪水を契機に昭和56年から河川局部改良事業として、河道改修に着手している。長野川では、平成3年9月出水の被害により、河川災害復旧助成事業を実施し、平成6年からは局部改良改修事業に着手している。

表-2.2 既往主要洪水

年月日	起因	対象河川	水害区域面積 (ha)	被災家 屋棟数 (棟)	一般資産 等被害 (千円)	公共土木 施設
S39.8.23	台風14号	雷山川	-	-	-	1,248
S42.7.7~7.11	7月豪雨	雷山川	-	-	-	34,611
S49.6.6~7.23	断続した豪雨 並びに台風6,7号 及び台風9号	雷山川 長野川	-	-	-	19,917 44,824
S50.6.3~7.18	豪雨	雷山川 長野川	-	-	-	5,635 2,535
S54.6.13~8.8	豪雨	雷山川 長野川	52.1 50.1	6 5	10,511 7,738	30,523 1,795
S55.5.1~8.6	豪雨	雷山川 長野川	-	-	-	8,169 6,943
S56.6.22~7.16	豪雨、落雷と 台風5号	雷山川 長野川	100.0	0	0	10,389 2,243
S57.7.5~8.3	豪雨、落雷、風波 と台風10号	雷山川 長野川	-	-	-	19,490 16,202
S58.5.24~7.28	豪雨	雷山川 長野川	-	-	-	47,323 15,677
S60.5.27~7.24	豪雨及び 台風6号	雷山川 長野川	5.0	60	135,348	65,648 44,385
S61.5.26~6.27	豪雨	雷山川 長野川	-	-	-	11,355 3,176
H3.6.2~8.8	梅雨前線豪雨	雷山川	-	-	-	22,925
H3.9.11~9.28	台風17号~19号	雷山川 長野川	21.2 41.4	10 433	107,764 773,879	262,979 1,112,935
H11.6.22~7.4	梅雨前線	雷山川 長野川	15.0 22.5	8 21	7,880 69,838	112,349 52,217

② 洪水による災害の発生と防止又は軽減に関する目標

近年の洪水被害の状況や頻度、万一氾濫した場合の被害の範囲や甚大さ、流域内の人口や資産の状況などから、求められる治水安全度等を総合的に十分考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、河川改修を進めていくことを基本とする。

長野川では、整備目標としては、概ね10年に1回の洪水に対して安全に流下させることを目標とする。

さらに、整備目標を上回る洪水の発生に対しては、情報連絡等の水防体制を強化し、迅速な対応に努める。

2. 4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

① 流域の状況

雷山川および長野川の河川水は、古くから農業用水として利用されてきており、水田の灌漑用水として河川に堰を設け取水している。平成6年の北部九州は春先からほとんど雨が降らず、福岡市を中心に深刻な渇水に見舞われた。同年1月から8月までの前原市の降雨量は556mmと例年にないほど少なかった。しかし、雷山川および長野川においては、ため池及び地下水等を利用したことで渇水による農作物等への影響はなかった。

② 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持などを考慮しながら、関係機関と協力し、現況流況の把握や、限られた水資源の有効利用に努める。

また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、今後、流量データの蓄積、水利用の実態把握等に関する調査検討を行う。

2. 5 河川環境の整備と保全に関する事項

① 流域の状況

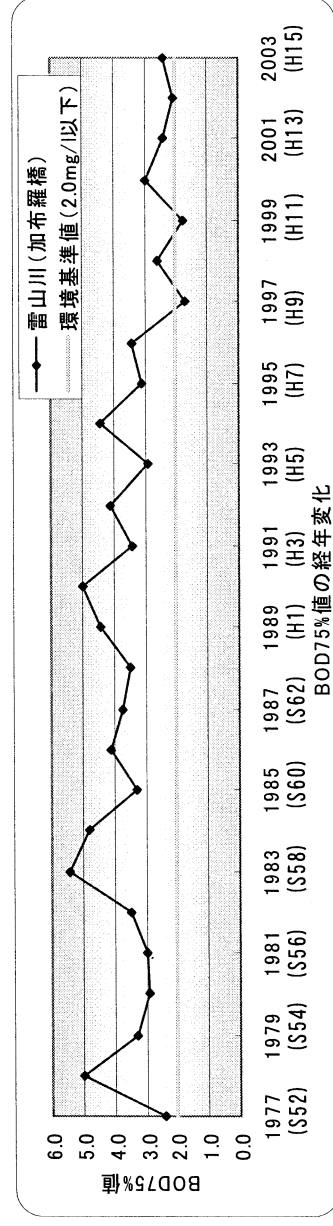
①-1 雷山川

雷山川流域は山地と平地に大別され、平地には、前原市街地が形成されている。流域の河川環境については、雷山川下流域（河口～吉原井堰）は、河床勾配は緩やかで川幅も広く、田園地帯を流下している。植物は河口周辺に福岡県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類の塩生植物ハマボウの群落（環境省選定特定植物群落）があるほか、シバナ、フクドなどの希少種が多く生育し、下流から中流域にかけてヨシ、マコモ、中流から上流域にかけてツルヨシ、セキショウなどが生育している。鳥類は河口付近に福岡県レッドデータブックおよび、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギが生息しているほか、ミサゴ、ユリカモメ、セグロカモメ、干潟にはダイサギ、コサギ、キアシシギ、水際のヨシ群落内にオオヨシキリが生息し、中流から上流域にコサギ、アオサギ、カワセミ、カワガラスなどが生息している。魚類は汽水域に福岡県レッドデータブックおよび、環境省レッドリストで準絶滅危惧のシロウオが生息しているほか、ピリンゴ、トビハゼ、ヌマチチブなどが生息し、下流から中流域の流れの緩やかな平瀬や淵にオイカワ、カワムツB型、カワヨシノボリなど、中流から上流域にタカハヤ、ド

ンコなどが生息している。貝類・甲殻類は河口付近の干潟にイシマキガイ、アリアケモドキ、ヒメアシハラガニなどの希少種のほか、ハマグリ、マガキ、チゴガニ、ゴカイ類などが生息し、下流から上流の広い範囲にカワニナ、サワガニ、スジエビ、テナガエビなどが生息している。また、加布里湾沿岸は、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類に指定されているカブトガニの産卵場となっている。

雷山川には、前述したとおり福岡県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類のハマボウ群落などの希少種が多数生育している。そのため、希少種等の河川環境を保全する上で、地域住民との合意形成を図る必要性は非常に高い。河川空間の利用としては、上流域及び中流域については法面が垂直に近い狭小な二面張水路であることから、利用者は河川沿い道路の通行人以外は見かけられない。しかし、下流域は堤防が整備されており、管理用通路を含めた河川敷地は貴重なオープンスペースとして散策、魚釣りなどに利用され、地域住民の憩いの場となっている。

また、河川の水質について、雷山川水系の水質環境基準はA類型（BOD75%値 2.0 mg/l以下）に指定されているが、急速な都市化の進展等により環境基準値を満足していない。しかし、近年は下水道の整備等により、平成11年度では加布羅橋においてBOD75%値が環境基準値 2.0mg/lを満足する 1.8mg/lとなる等、過去に比べて水質の改善傾向が見られる。



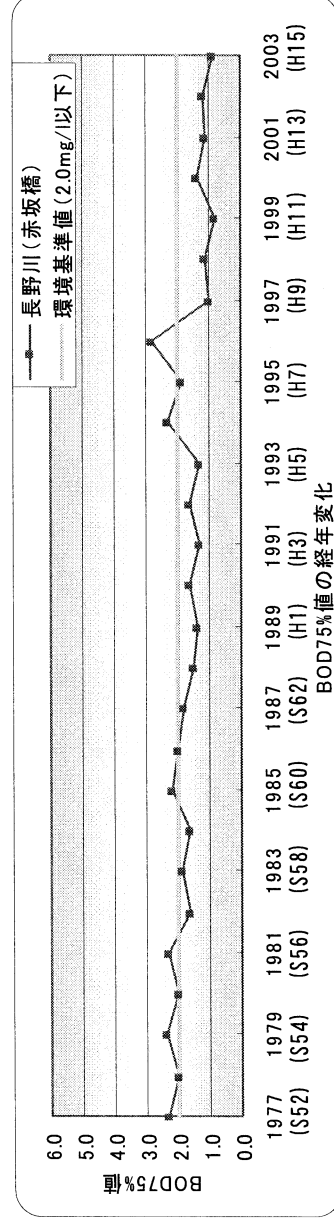
①-2 長野川

左支川長野川下流域（河口～大新開井堰）は、勾配が緩やかで川幅も広く、田畑または住宅地を流下している。植物は下流域の砂質地にヨシ、ヌカキビ、ホコガタアカザ、ヒメカムシモギなどが生育し、中流から上流域にツルヨシ、ミゾソバ、ジュズダマなどが生育している。鳥類は下流域にカイツブリ、ダイサギ、コサギ、イソシギなどが生息し、中流から上流域にコサギ、アオサギ、カワセミ、カワガラスなどが生息している。

魚類はセスジボラ、マハゼ、ヌマチチブなどの汽水域や砂泥底に生息する種が多く、下流から中流域の緩やかな平瀬や淵にタモロコ、オイカワ、ギンブナ、カワムツB型などが生息している。貝類・甲殻類は河口付近に福岡県レッドデーターブックで準絶滅危惧に指定され、低塩度の水域や淡水域に生息するカワザンショウガイ、同じく準絶滅危惧で流れの緩やかな平瀬や淵に生息するミナミテナガエビ、絶滅危惧Ⅱ類のイシマキガイが生息し、下流から上流域の広い範囲にカワニナが生息している。

河川空間の利用としては、大井出井堰では、水遊びに利用されるなど、親水性に富んだ空間を形成しており、富田橋上流域においては石積み護岸等により河川景観に配慮した河川空間を創出することにより、地域住民の憩いの場として利用されている。

河川の水質については、赤坂橋において BOD75%値が環境基準値 2.0mg/l を満足している。



② 河川環境の整備と保全に関する目標

雷山川上流域は脊振雷山県立自然公園の一部をなし、また、蛍の里も存在する等、豊かな自然が残っている。したがって、上流域の河川環境の整備と保全にあたっては現況の自然環境の保全に努める。中流域においては、田園風景等の自然環境を活かした、人と自然が共存できる環境を目指す。下流域については、雷山川では、カブトガニの産卵場となっている河口部の干潟環境に配慮するとともに、ハマボウ、シバナ、フクド等の希少な植物や河川環境の保全に努める。また、長野川では、カワザンショウガイ、ミナミテナガエビ、イシマキガイ等の希少な生息環境の保全に努める。

なお、河川改修にあたっては、水辺に近づぐことができる施設整備を行い、親水性の向上を図る。また、地域住民との連携を図りながら、自然観察などの環境学習の場として利用されるような環境の整備に努める。

3章 河川の整備の実施に関する事項

河川整備計画の目標を実現させるために、当面整備を図る河川について、具体的方策を定めるものとする。

3.1 河川工事の目的、河川工事の種類及び施行の場所

長野川では、近年の集中豪雨により、浸水被害が続いている。また、中流部は前原市街地に位置しているため、河道拡幅が困難である。そこで、長野川の改修は、河床掘削を基本とするが、部分的に引堤、築堤、護岸等による整備を行い、概ね10年に1回起こりうる洪水を流下させることとする。

河川工事の対象河川と区間は以下の通りとする。

長野川：多久川合流点(0/600)～浜ノ園井堰下流 (1/500)

現況の河道形状を確保しながら、画一的な河道とならないよう自然環境を保持した河積の拡大を行う。工事の対象とする区間は、河床掘削、引堤、築堤、護岸等により対応する。その際、生態系に配慮して改修を行うものとする。

また、河川改修にあたっては、カワザンシヨウガイやミナミテナガエビ等の希少な底生動物が生息できるように、現在の生息条件（水深、水量、幅等）と同じような環境を改修後の河川でも出来る限り再生するものとする。

また、古くから地域住民の生活と密接な係わりを持っていたこと、川を守ることへの意識の高まり等を考慮して、水辺を散策できるようにする。

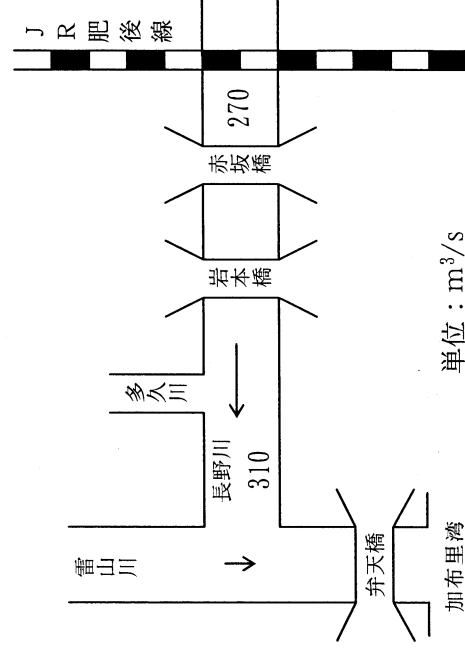


図-3.1 長野川流量配分図

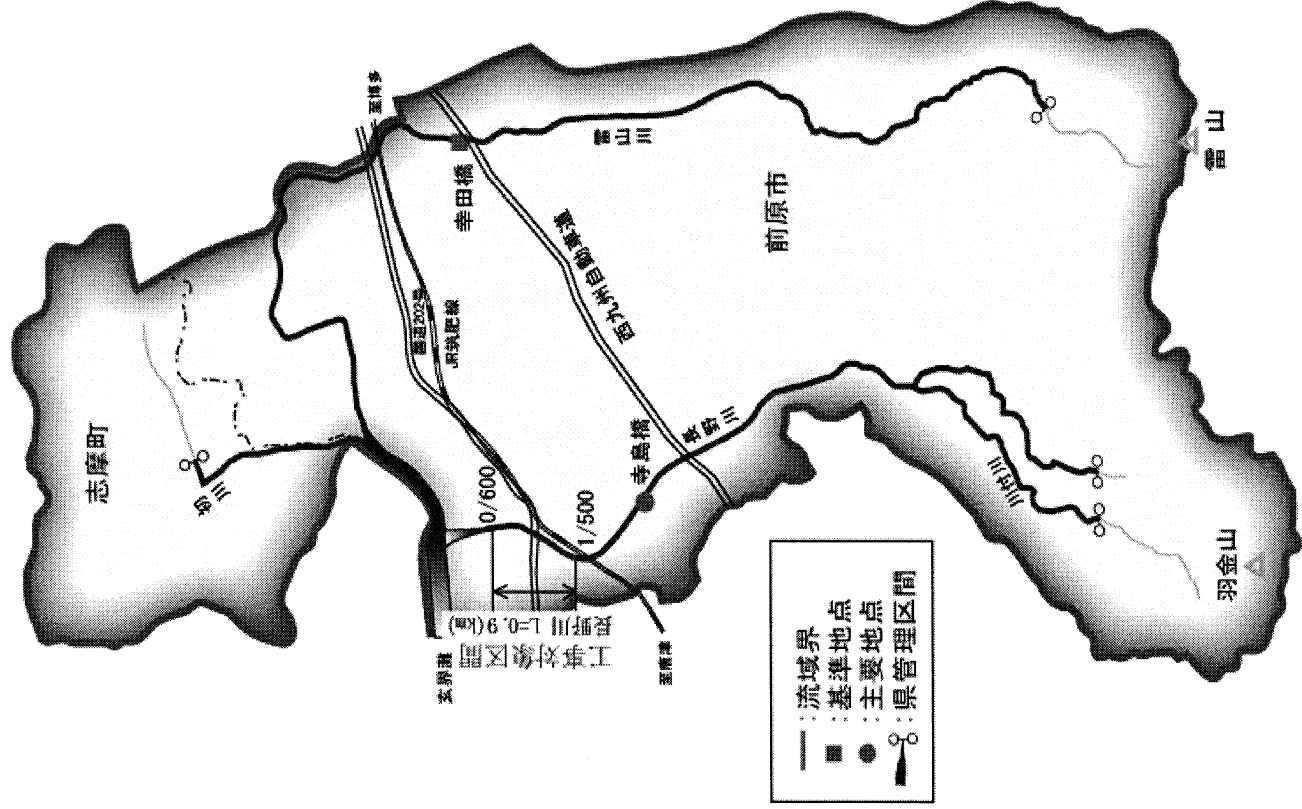
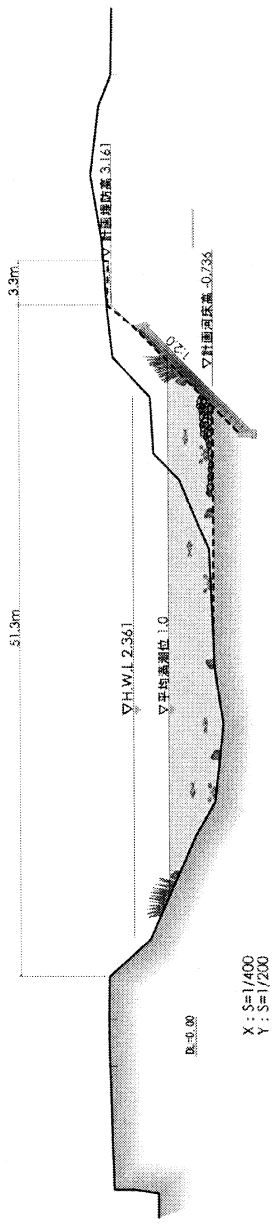


図-3.2 施工位置図

0/600



1/200

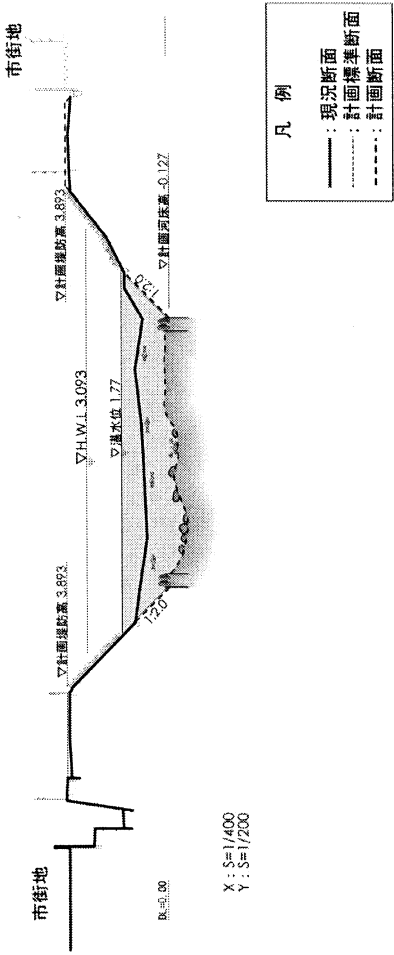


図-3.3 長野川整備計画横断面

3. 2 河川維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、洪水等による災害発生の防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされることを目的とする。

河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に下記の事項に努める。

①河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防、護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修を行う。

また、大雨、洪水、台風等により災害が予想される場合、出水後に重点的な巡視を行い、異常箇所を早期発見に努める。

②樹木及び堆積した土砂等の管理

河道内の樹木及び堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川パトロールにより繁茂状況及び堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら伐採及びしゅんせつ等の維持管理に努める。

③河川の巡視

河川利用を妨げる不法投棄、不法占用、不法係留等を防止するため、関係機関と連携して河川巡視の強化を図る。

④水量・水質の管理等

適正な河川管理のために、日常的に雨量・水量の把握を行うとともに、定期的に水質の把握を行い、必要に応じて地域への情報提供を行う。

河川の維持管理は整備計画対象区間で行う。

3. 3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

①河川愛護意識の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて、河川愛護、美化意識の普及、啓発に努め、河川美化・愛護のための組織作りを促進するとともに、河川に関する広報活動を強化し、治水、利水、環境に関する意識の向上に努める。

②河川整備のための連携の重視

地域住民の主體的な参加の機会の創出を図り、地域と連携した河川整備の実施に努める。

③河川情報の共有化の推進

住民一人一人が河川の現状と課題を認識し問題解決に当たるためにも、また、河川が有する優れた価値を享受するためにも、インターネットホームページなど様々な情報伝達手段により、河川に関する情報の公開・促進等に努める。

④防災意識の向上

雷山水系系の洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備と併せ、地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難体制の整備を行う必要がある。

このため関係機関と協力して平時から水防活動及び警戒・避難を助ける「福岡県土木総合防災情報システム」により情報の提供を行い、水防意識の高揚に努める。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・4・3	2516	告 示	726	2	○		7・9		○ 大隈	● 大隅

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
印刷 株式会社エッセイ

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)